

## 第277回山形県開発審査会議事録

### 1 日 時

令和5年6月19日（月曜日） 13時30分から14時30分まで

### 2 場 所

県庁12階 1201会議室

### 3 出席委員

金谷委員、佐藤（慎）委員、柴田委員、中山委員、向田委員

5名

### 欠席委員

後藤委員、佐藤（亜）委員

2名

### 4 事務局報告

山形県開発審査会条例第5条第3項により本審査会が開会要件を満たしていることを事務局から報告し、井上都市計画課長があいさつした。

その後、事務局から提案基準の一部改正について説明し、山形県開発審査会条例第5条第2項の規定により、向田会長に議長をお願いした。

### 5 議事録署名委員指名

議長から、金谷委員、中山委員が議事録署名委員に指名された。

### 7 議 事

#### （議 長）

それでは、議事に入らせていただきますが、今回の審査案件は、都市計画法第29条の規定による開発許可案件1件、都市計画法第43条の規定による建築許可案件1件、計2件についてです。

案件の公開・非公開の別については、山形県情報公開条例に基づき、公開することにより企業等に不利益を与えるものとは認められないため、議第1号は公開といたします。

それでは、議第1号の村山総合支庁提案案件について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

(村山総合支庁建築課 伊達技師が案件について説明)

(議長)

以上の説明について、御意見、御質問等ございませんか。  
なければ、本件について、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手全員でございます。それでは許可相当といたします。

続きまして、議第2号に移ります。案件の公開・非公開の別については、議第1号と同様に、公開することにより企業等に不利益を与えるものとは認められないため、議第2号は公開といたします。

それでは、議第2号の村山総合支庁提案案件について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

(村山総合支庁建築課 松野主査が案件について説明)

(議長)

以上の説明について、御意見、御質問等ございませんか。

(佐藤(慎)委員)

ブルーシートが掛かっている建物について、解体するとの説明がありましたが、用途変更する既存の建物はどれにあたるのですか。

(村山総合支庁)

資料の現況写真をご覧ください。向かって右側の建物が解体予定の平屋の建築物となっております。対して、左側の大きい方の建物については、今現在、屋根、柱、梁、基礎以外を解体している状況でありまして、「大規模な修繕」という形で用途変更を行い、新たに物置とカーポートを増築するという計画になります。

(議長)

他に御意見、御質問等ございませんか。

なければ、本件について、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手全員でございます。それでは許可相当といたします。

(議 長)

次に報告に移ります。報告①、山形県開発審査会への処理案件の事後報告については、山形県情報公開条例に基づき、特定の個人が識別される情報と判断できるため、これより非公開といたします。

事務局から報告をお願いします。

(事 務 局)

(県土整備部都市計画課 高橋主事が報告)

(議 長)

以上の報告について、御意見、御質問等ございませんか。

それでは、続きまして、報告②の令和3年度開発許可の状況について、事務局から報告をお願いします。

(事 務 局)

(県土整備部都市計画課 高橋主事が報告)

(議 長)

以上の報告について、御意見、御質問等ございませんか。

特にないようでしたら、これをもちまして、本日の議事・報告はすべて終了しましたので、進行を事務局にお返しします。御協力ありがとうございました。

(閉会 14時30分)